

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置脱塩塔（NO. 3）の出口サンプル流量指示計に指示値不良が認められたため、当該流量指示計及び流量制御回路を点検・修理	D	
2	4号機	配管サポート点検において、電動機駆動原子炉給水ポンプ廻り配管用サポートの支持部材（1箇所）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	配管サポート点検において、電動機駆動原子炉給水ポンプ廻り配管用サポートの埋込み金具近傍の建屋コンクリートに一部剥離（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	主発電機固定子冷却装置用イオン交換樹脂塔出口ストレーナの点検において、変形、網目の剥離及び破損が認められたため、当該ストレーナを交換	D	
5	4号機	循環水系ポンプ（B）の点検において、自動バント弁下流側配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
6	4号機	水素ガス制御装置の点検において、タービン建屋屋外に敷設されている大気放出用排気管（1本）に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
7	5号機	所内ボイラ設備補機冷却用水用冷却装置が、膨張弁の動作不良に伴う油圧低により自動停止したため、当該装置を点検・修理	D	
8	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット設備建屋内油ドレンサンプポンプの動作確認において、ポンプ入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該サンプポンプを点検及びサンプビットを点検・清掃	D	
9	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（A）の点検において、焼却炉内部耐火材に劣化による剥離・減肉が認められたため、当該部を補修	D	
10	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（A）の計器点検において、炉底換気空気流量指示スイッチの流量表示画面に表示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）の起動操作において、ペレットホッパーへの冷風供給弁（2台）の開動作不可により、起動状態の異常を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
12	集中環境施設	洗濯廃液系の廃液充填ドラム缶貯蔵設備の親台車がオーバーランし、自動運転不可が認められたため、当該設備を点検・修理	D	
13	集中環境施設	高圧圧縮設備圧縮物取扱機（東西走行用）にサーボモータ動作不良による走行不可が認められたため、サーボモータを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで